

北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器等・汚染物における処理委託契約
に関する受付の終了について（お知らせ）

令和4年1月5日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
P C B 処理営業部管理課

北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器等・汚染物の処分期間は、令和3年3月31日、計画的処理完了期限は、令和4年3月31日と規定されています。

そのことから、弊社において、当該区域内の安定器等・汚染物の処理委託契約等に関する手続きのスケジュールを検討し、中小企業者等軽減制度の対象となる方が申請される場合も含め、処理委託契約に関する必要な書類が全て揃った状態で令和3年12月28日までに弊社に到着したものを以って受付を終了する旨 Web サイトにてお知らせしており、受付期間終了後（令和3年12月29日以降）、弊社に到着したものについての受付はいたしません。

つきましては、今後、新たに発見されたP C Bを使用する安定器等・汚染物の取り扱いについては、所管する府県・政令市の担当部局にご相談していただきますようお願いいたします。